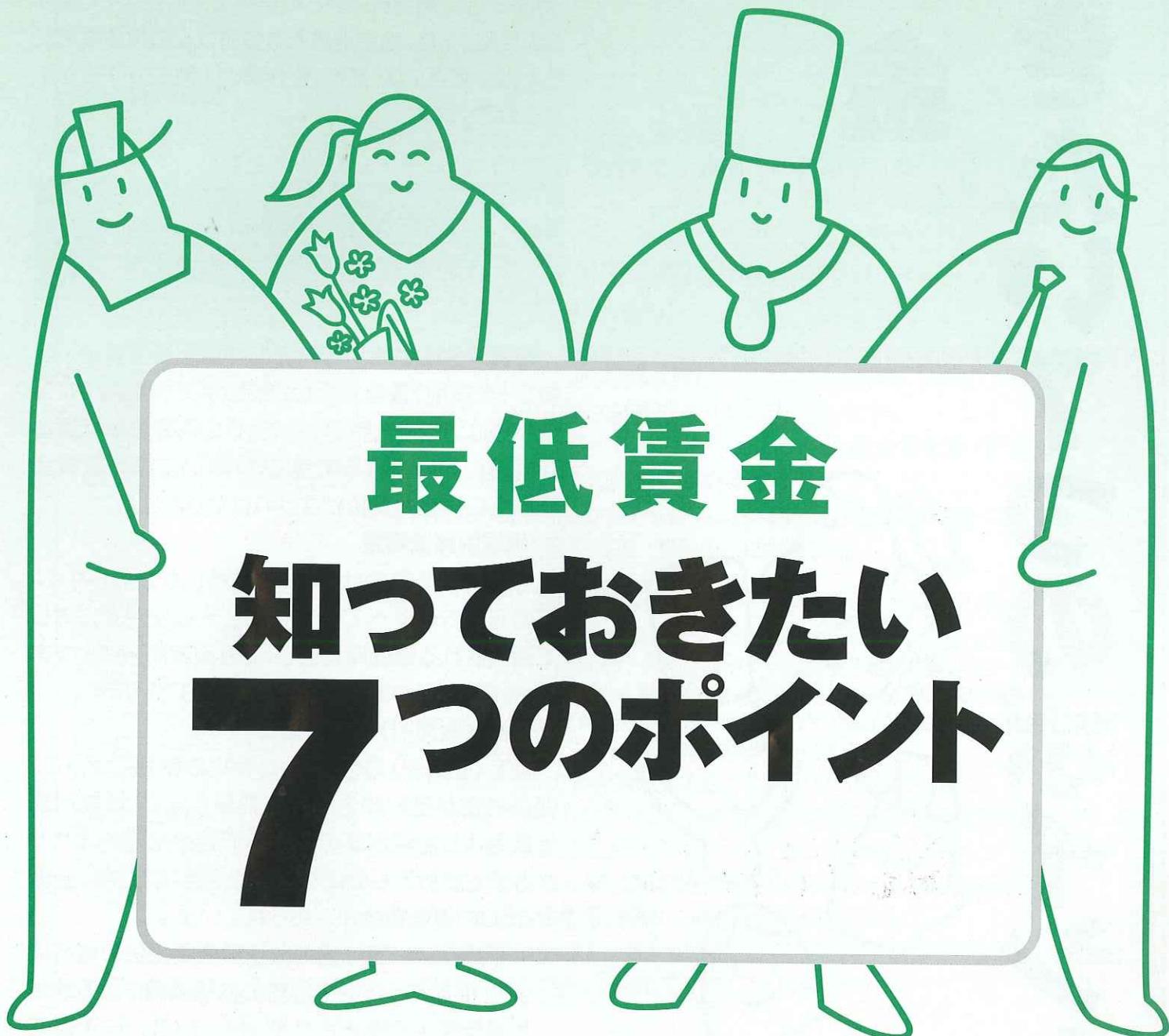


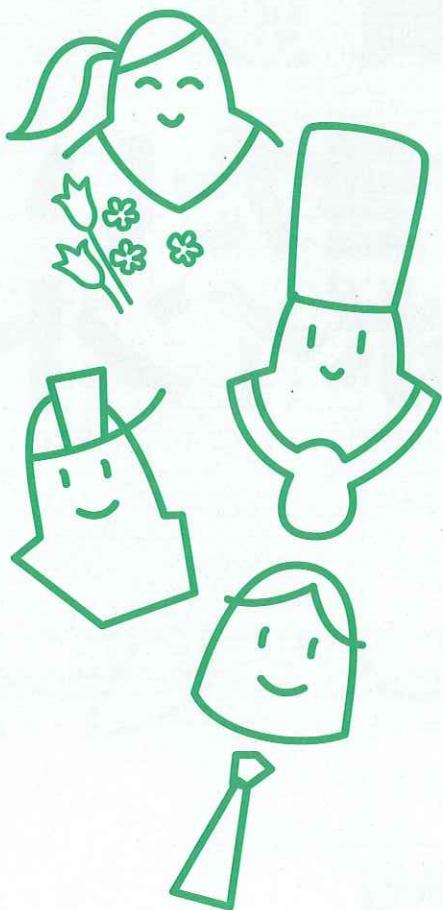
# 必ずチェック 最低賃金!

使用者も  
労働者も



厚生労働省

# 知っておきたい 最低賃金 7つのポイント。



1

## 最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかつた場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（罰金額の上限50万円）が定められています。

2

## 最低賃金の種類には どのようなものがありますか？

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の2種類があります。なお、使用者は地域別と特定（産業別）の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

### ① 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内のすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47の最低賃金が定められています。

### ② 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で250の最低賃金が定められています。

※ 平成20年7月1日の改正最低賃金法の施行により、従前あった労働協約の拡張適用による地域的最低賃金は廃止されました。ただし、改正最低賃金法施行後2年間は、有効とされています。

### 3 最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

地域別最低賃金は、セーフティネットとして都道府県内のすべての使用者及び労働者に適用されます（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます）。

それに対して特定（産業別）最低賃金は、都道府県内的一部の産業の一部の使用者及び基幹的労働者に適用されます（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。）

しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める可能性がある次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

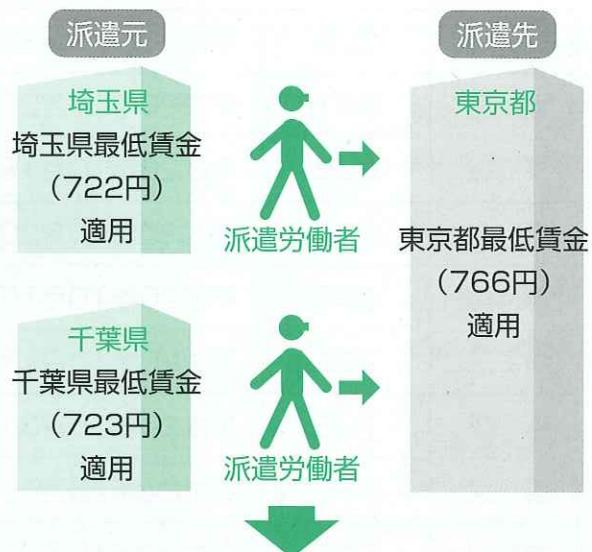
なお、改正最低賃金法の施行日（平成20年7月1日）時点において既に適用除外の許可を受けている労働者については、使用者は平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間に新たに減額の特例許可を受ける必要があります。

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金、効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で労働者に周知させるための措置を取らなければなりません。

### 4 派遣労働者への適用は？

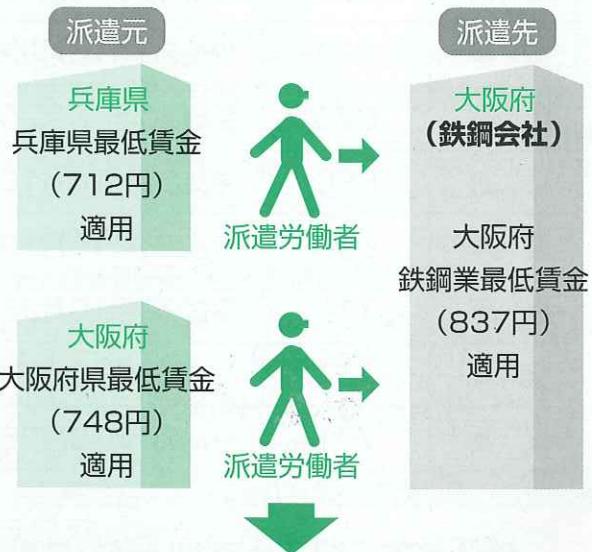
派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

#### ■ 派遣先が他地域の例



派遣先の東京都の最低賃金（766円）が適用になります

#### ■ 派遣先に特定（産業別）最低賃金が適用されている例



派遣先の大阪府の鉄鋼業最低賃金（837円）が適用になります

# 5

## 最低賃金はどのような賃金を対象としているのですか？

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1箇月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

# 6

## 最低賃金はどのようにしてきめられているのですか？

最低賃金は、以下の流れにより決定されます。

### ●地域別最低賃金

中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定されます。

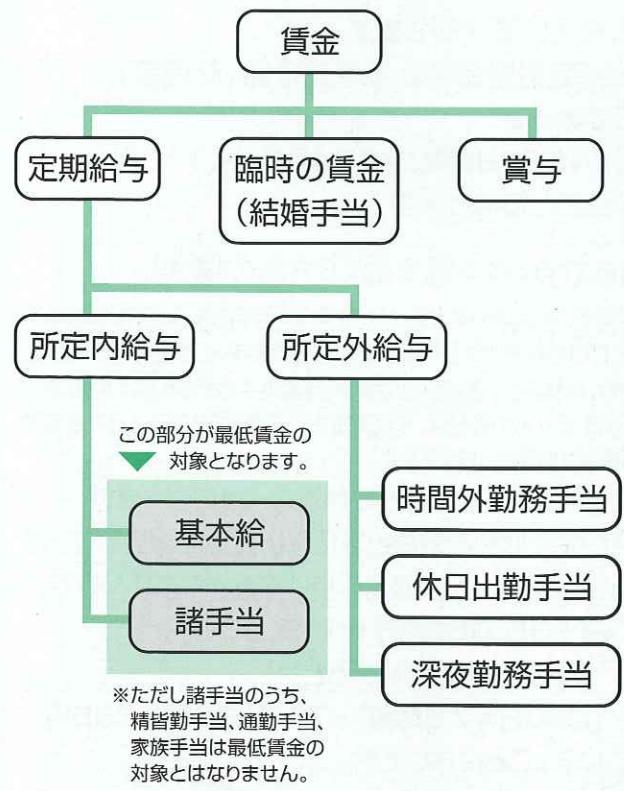
### ●特定（産業別）最低賃金

関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合において、地方最低賃金審議会の審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定されます。

### 官報公示

### 効力の発生

公示の日から30日経過後  
又は公示の日から30日以上経過後で指定する日



最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

# 7

## 最低賃金額以上となっているかどうかは、どうやってチェックするのですか？

すべての地域別最低賃金と大部分の特定（産業別）最低賃金については、時間額のみの表示となっていますが、一部の特定（産業別）最低賃金は、従前どおり日額と時間額の両方で定められています。（ただし、これら日額表示の最低賃金は、平成20年7月に施行された改正最低賃金法において、同法の施行後、最初の改正が行われる際に時間額表示に改めることとされています。）

日額と時間額の両方が定められている特定（産業別）最低賃金の適用されている労働者の範囲については、最低賃金の日額は日給制の労働者に、最低賃金の時間額は日給制以外の時間給制・月給制の労働者にそれぞれ適用されますのでご注意ください。

実際の賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

### ① 時間給の場合

**時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）**

### ② 日給の場合

**日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）**

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

**日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）**

### ③ ①、②以外（週給、月給等）の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金（時間額）と比較します。

### 【月給制の場合の換算方法1：○○県で働くAさんの場合】

月額	115,000円
年間労働日数	245日
労働時間/日	8時間
○○県の最低賃金	710円

○○県の会社で働く労働者Aさんは月額115,000円で働いており、年間所定労働日数は245日、1日の所定労働時間は8時間です。○○県の最低賃金は、時間額710円です。この場合、次のような計算式を用いて比較します。

**(月給額 $\times$ 12か月)  $\div$  年間総所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）**

Aさんの場合、この式に当てはめると、

**(115,000円 $\times$ 12か月)  $\div$  (245日 $\times$ 8時間) = 704円8銭 < 710円**

となり、**最低賃金に違反**することになります。

### 【月給制の場合の換算方法2：基本給以外に各手当が支給される、△△県で働くBさんの場合】

基本給	90,000円
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	155,000円
年間労働日数	250日
労働時間/日	7時間30分
△△県の最低賃金	695円

△△県の会社で働く労働者Bさんは、月給で、基本給が90,000円、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。また、この他残業や休日労働があれば時間外手当、休日手当が支給されます。ある月のBさんの賃金は、基本給、職務手当、通勤手当のほか、時間外手当が35,000円支給され、合計が155,000円となりました。なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は7時間30分で、△△県の最低賃金は時間額695円です。

Bさんのこの賃金が最低賃金を上回っているかどうかは次のように調べます。

① Bさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。除外される賃金は、通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんので、

**155,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 115,000円**

② この金額を、時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

**(115,000円 $\times$ 12か月)  $\div$  (250日 $\times$ 7.5時間) = 735円99銭 > 695円**

となり、**最低賃金を満たしている**ことになります。

### ④ ①、②、③が混合している場合

基本給が日給制、各手当（職務手当等）が月給制のように混合している場合は、それ以上の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

# 地域別最低賃金一覧（47都道府県）

都道府県名	最低賃金額(円)	発効日	都道府県名	最低賃金額(円)	発効日
北海道	667	平成20年10月19日	滋賀	691	平成20年10月18日
青森	630	平成20年10月29日	京都	717	平成20年10月25日
岩手	628	平成20年10月30日	大阪	748	平成20年10月18日
宮城	653	平成20年10月24日	兵庫	712	平成20年10月22日
秋田	629	平成20年11月2日	奈良	678	平成20年10月25日
山形	629	平成20年10月30日	和歌山	673	平成20年10月31日
福島	641	平成20年10月22日	鳥取	629	平成20年10月26日
茨城	676	平成20年10月19日	島根	629	平成20年10月19日
栃木	683	平成20年10月20日	岡山	669	平成20年10月18日
群馬	675	平成20年10月16日	広島	683	平成20年10月26日
埼玉	722	平成20年10月17日	山口	668	平成20年10月29日
千葉	723	平成20年10月31日	徳島	632	平成20年11月7日
東京	766	平成20年10月19日	香川	651	平成20年10月19日
神奈川	766	平成20年10月25日	愛媛	631	平成20年10月24日
新潟	669	平成20年10月26日	高知	630	平成20年10月26日
富山	677	平成20年10月25日	福岡	675	平成20年10月5日
石川	673	平成20年10月19日	佐賀	628	平成20年10月25日
福井	670	平成20年10月22日	長崎	628	平成20年10月30日
山梨	676	平成20年10月25日	熊本	628	平成20年10月17日
長野	680	平成20年10月16日	大分	630	平成20年10月29日
岐阜	696	平成20年10月19日	宮崎	627	平成20年10月26日
静岡	711	平成20年10月26日	鹿児島	627	平成20年10月18日
愛知	731	平成20年10月24日	沖縄	627	平成20年10月31日
三重	701	平成20年10月26日	全国加重平均額	703	

最低賃金に関するお問い合わせは都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署へ  
なお、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)でも最低賃金に関する情報をご覧になれます。

ウェブで最低賃金がチェックできます

最低賃金制度

検索 